

藤岡市 解体工事における提出書類一覧表

令和3年6月1日現在

項目	No.	書類名称	提出時期等	摘要	根拠等
A.契約関係	1	工事請負契約書	落札決定の翌日から7日以内	建設リサイクル法に該当する場合、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面を添付	藤岡市契約規則第25条、第39条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条
	2	契約の保証(例:履行保証証券、契約保証金の納付など)	契約締結時	指名競争通知書に定めがある場合	建設工事請負契約第4条 藤岡市契約規則第28条
	3	課税事業者届出書又は免税事業者届出書	契約締結時	・1事務所につき年度の初回のみ提出	特記仕様書
	4	工程表	契約締結後10日以内		建設工事請負契約第3条第1項 藤岡市契約規則第47条
	5	現場代理人等指定通知書	契約後速やかに	・健康保険被保険者証(写)等(当該事業者に3ヶ月以上雇用されていることが確認できるもの)を添付 ・技術者は、資格証(写)または経歴書(資格者証等を有していない場合)を添付	建設工事請負契約第10条 藤岡市契約規則第47条
	6	火災保険等加入状況報告書	特記仕様書による	加入の要否、提出時期又は期限は、特記仕様書による	建設工事請負契約第48条・特記仕様書 標準書式(様式-5)
	7	支給材料の受領書又は貸与品の借用書	支給材料等の引渡しの日から7日以内		建設工事請負契約第15条、特記仕様書
	8	前払金請求書・保証証書		指名競争通知書に定めがあり、請求する場合(請求日から14日以内に支払い)	建設工事請負契約第34条 藤岡市契約規則第48条 藤岡市財務規則第73条
	9	中間前払金請求書・保証証書		指名競争通知書に定めがある場合 (次の全てに該当していること) ①前払金が支出済②工期が90日以上③工期の1/2が経過④工程表により工期の1/2を経過するまでの作業が実施済⑤既に行われた工事作業の経費が請負金額の1/2以上⑥部分払を請求していない	建設工事請負契約第37条 藤岡市契約規則第49条第2項・第50条 藤岡市財務規則第75条
	10	工事変更請負契約書			藤岡市契約規則第29条第2項
	11	変更工程表	変更契約締結後10日以内		建設工事請負契約第3条第1項 藤岡市契約規則第47条
	12	出来形検査願・部分払金請求書		指名競争通知書に定めがある場合 (次の全てに該当していること) ・請負金額が1000万円以上が対象 ・中間前払を請求した場合は部分払の請求は不可	建設工事請負契約第37条 藤岡市契約規則第49条第2項・第50条 藤岡市財務規則第75条
	13	工事完成通知書	工事完成後直ちに		建設工事請負契約第31条第1項 藤岡市契約規則第45条
	14	引渡書		検査時に記載内容を確認するため提出すること	建設工事請負契約第31条第4項 藤岡市契約規則第52条第1項
	15	請負代金請求書			建設工事請負契約第32条第1項
B.施工体制	16	工事実績情報登録報告書(CORINS)	登録時期(土曜日、日曜日、祝日等を除く) ・工事受注時 契約締結後10日以内 ・登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 ・工事完成時 工事完成後10日以内 (提出時期)登録後直ちに	・請負金額が500万円以上の工事が対象 ・工事実績情報サービス(CORINS)に登録されたことを証明する資料を添付 ・変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行い、請負金額のみ変更の場合は登録を必要としない ・竣工登録は工事完成検査合格後に登録すること	特記仕様書 共通仕様書第1.1.4 標準書式(様式-7)
	17	建設業退職金共済制度掛金収納書 共済証紙受払簿	・収納書については、電子申請方式は契約締結後40日以内、証紙貼付方式は契約締結後1ヵ月以内に提出 ・受払簿については検査前に監督員に、検査時に検査員に提示	・請負金額1,000万円以上の工事が対象 ・証紙貼付方式による場合は、掛金収納書は建設共済本部の掛金収納書提出用台紙に貼付けて提出すること。 ・建設共済制度の対象労働者を雇用しないなどの場合は提出不要とし、その理由書を提出すること	特記仕様書 標準書式(様式-4)
	18	施工状況報告書	下請契約があるとき、下請負人の工事着手前に	・施工体制台帳(写)及び施工体系図(写)を添付 ・再下請負契約があるとき再下請負通知書(写)を添付 ・施工体制台帳(写)に労働者の氏名、生年月日、年齢、職種及び社会保険等の加入状況等を記載した作業員名簿等を添付	特記仕様書・共通仕様書1.1.5 建設業法第24条の5 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条
	19	下請業者への通知の写し	適時	・下請契約があるとき、再下請負通知する場合の旨を下請負人に書面で通知、現場に掲示 ・監督員が請求した場合、通知の写しの提出(任意の1社分)、通知の記録を提示又は提出	特記仕様書 建設業法施行規則第14条の3
	20	下請施工状況変更届	適時	次のいずれかの変更がある場合 ・新たに下請契約を締結したとき ・下請契約を解除したとき ・請負代金額を変更したとき ・既に提出されている書類に変更が生じたとき	特記仕様書 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条
21	下請工事に係る検査記録	検査前に監督員に、検査時に検査員に提示	・下請業者が施工した工事について完了の報告があった場合、速やかに施工の検査を行いその記録を整備するとともに監督員及び検査員に提示すること。	建設業法第24条の4	
C.施工管理	22	実施工程表(マスター工程表)	工事着手前又は変更が生じた場合は直ちに	・監督員の指示により、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成	共通仕様書第1.2.1 標準書式(様式-19-20)
	23	施工計画書	工事着手前	・施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めること ・内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずること	特記仕様書 共通仕様書1.2.2
	24	疑義に対する協議等	設計図書によるときに困難等が生じた場合	工事打合せ書を使用して監督員と協議する	共通仕様書1.1.8
	25	官公置その他への届出等の報告	適時	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公置その他の関係機関に届出をする場合は、あらかじめ監督員に報告する	共通仕様書1.1.3
	26	工事打合せ書		工事完成後に工事打合せ書の記録をとりまとめて工事打合せ書一覽を提出	特記仕様書 共通仕様書1.2.3
	27	施工計画調査	工事着手前	・調査結果は報告書にとりまとめ、監督員に提出する。 記載することで提出を省略可	調査結果を施工計画書に記載すること 特記仕様書 共通仕様書1.4.1 3.1.3 4.1.3
	28	施工数量調査	工事着手前	調査結果は報告書にとりまとめ、監督員に提出する。	特記仕様書 共通仕様書1.4.2
	29	事前措置	工事着手前	給水、ガス、ケーブル等の供給管等を切断する場合は監督員に立会いを求め、事前措置が完了したら適時監督員に報告する。報告の様式は『一工程の施工の確認報告書』を準用する。	特記仕様書 共通仕様書3.2.1
	30	建設副産物対策等の責任者	工事着手前	・建設副産物対策責任者を選任し、監督員に報告 ・特別管理産業廃棄物責任者を選任し、資格を証明する資料を監督員に提出 必要な資格を証明する資料を施工計画書に記載等することで提出を省略可	共通仕様書1.3.2
	31	工事前電力設備の保安責任者	工事着手前	工事前電力保安責任者通知書として必要な資格を証明する資料を施工計画書に記載等することで提出を省略可	共通仕様書1.3.4
	32	電気保安技術者通知書	工事着手前	・資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける	共通仕様書1.3.3 標準書式(様式-2)
	33	施工の確認及び報告	段階的な施工が完了したとき又は監督員の指示を受けた場合	・報告の様式は『一工程の施工の確認報告書』を準用する。	特記仕様書 共通仕様書1.5.3
	34	施工の検査等の記録	段階的な施工の完了報告をしたとき	・段階的な施工が完了し、監督員に報告したのちに施工の検査を受ける。	特記仕様書 共通仕様書1.5.4
	35	要件技術管理者	工事着手前	・現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を設置し、証明する資料を監督員に提出する。 ・技術管理者を選任し、証明する資料を監督員に提出する。 資料を施工計画書に記載等することで提出を省略可	建設業法第26条第1項及び第2項 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第31条 共通仕様書1.3.1
36	工事進捗状況報告書(工事の全体的な経過を記載した書面)	適時	・工事の全体的な経過を記載した書面 ・進捗率を月間工程表又は工事週報に記載等することで省略可	共通仕様書1.2.3(1)	
37	工事写真		営繕工事写真撮影による工事写真ガイドブック(解体工事編)による ・表示板、建設業許可標識・・・公衆の見やすい場所に掲示 ・建設共通用事業主工事現場標識、労災保険関係成立標識、緊急時連絡組織図、作業主任者の選任・・・工事関係者への掲示 ・施工体系図・・・公衆、現場関係者への掲示 これらは写真提出すること	藤岡市建築工事写真作成の手引き 営繕工事写真撮影要領	
38	社内基準検査記録	検査前及び検査時	実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
39	創意工夫・社会性等に関する実施状況	検査前及び検査時	・創意工夫をもって施工に取り組んだ等又は地域活動等へ参加するなど地域に貢献した等の場合に提出 ・検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	特記仕様書	
D.安全管理	40	安全訓練の実施状況報告書		・検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示 ・訓練時間:4時間以上/月	特記仕様書 共通仕様書1.3.6~9
	41	災害防止(工事安全)協議会等の活動記録		実施した場合、活動記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	42	店社/パトロールの実施記録		1回/月以上実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	43	安全巡視、TBM、KY等の実施記録		実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	44	現場でのイメージアップ活動記録		実施した場合、活動記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	45	過積載防止(取組、周知、指導)記録		実施した場合、取組等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	46	重機操作時の誘導員配置・行動範囲分離措置の記録		実施した場合、措置の記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	47	新規入場者教育実施記録		実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	48	使用機械、車両等の点検整備記録		・実施した場合、点検整備記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示 ・持ち込み時の点検、日常点検、法定検査等の記録、取扱者の任命と表示など	共通仕様書1.3.6~9
	49	各種安全パトロール実施記録		実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	50	山留め、足場、作業構台、仮囲い等の設置後の点検及び管理記録		実施した場合、点検等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	共通仕様書1.3.6~9
	51	保安施設等の整理・設置・管理記録		実施した場合は、設置等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	
	52	交通誘導員		・作業伝票(写)添付 ・警備業者へ委託せず、工事作業員等が交通誘導を実施する場合には、着工する前に監督員と十分な協議を行い、工事打合せ書により承諾を得ること。ただし、やむを得ない場合のみ適用 ・交通誘導員は、特に夜間における視認性を配慮し、なるべく明るい色彩の服装を着用するとともに、夜光反射式のチョッキ等を着用すること	特記仕様書 路上工事等の安全施設設置要領 第3章第20条第5項
	53	工事看板等の確認 ①工事看板 ②建設業許可標識(許可を受けている業者全て) ③労災保険関係成立票 ④緊急時連絡表 ⑤施工体制台帳作成に係る現場への掲示 ⑥施工体系図 ⑦建設業退職金共済制度 ⑧作業主任者の選任	掲示後速やかに	掲示された工事看板等は全景とアップの写真に記録し、監督員に提出 ・公衆の見やすい場所に掲示→①、② ・工事関係者への掲示→③、④、⑤、⑦ ・公衆、工事関係者への掲示→⑥、⑧ (⑤、⑥)について、下請契約があるときに限る (⑧)について、作業主任者の選任があるときに限る	①共通仕様書2.3.1 6.2.6 ②建設業法第40条 ③労働者災害補償保険法施行規則第49条 ④特記仕様書 ⑤建設業法施行規則第14条の3 ⑥建設業法第24条の8第4項 ⑦特記仕様書 ⑧労働安全衛生規則第18条
E.産廃関係	54	建設リサイクル法第12条 説明書	契約前に契約担当者に説明をしたうえで書面(説明書)を交付	次のいずれかに該当する場合 ・建築物の解体:80㎡以上 ・建築物の新築・増築:500㎡以上 ・建築物の修繕・模様替:1億円以上 ・その他の工作物に関する工事:500万円以上	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条
	55	建設リサイクル法第11条 通知書(写)	所管行政庁に通知後速やかに	同上	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条
	56	建設リサイクル法第18条 再資源化等報告書	再資源化が完了したとき	同上	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条
	57	再生資源利用(促進)計画書(実施書)及びCD-R、又は建設副産物情報交換システム工事登録証明書(COBIRIS)(計画)(実施)	・計画書は契約締結後1ヵ月以内 ・実施書は再資源化等完了後速やかに	・計画書は当初請負金額が100万円以上の工事が対象 ・実施書は最終請負金額が100万円以上の工事が対象	特記仕様書
58	発生材報告書・発生材調査	マニフェストE票又は電子マニフェストシステムによる受渡確認票を受領後速やかに	検査時にE票を受領していない場合はA票(写)を提出すること。この場合、E票受領後に報告書及び調査書にE票(写)を添付して監督員に提出すること。	共通仕様書1.3.10 標準書式(様式-17)(1)(2))	
59	残土運搬処理実施(変更)計画書 残土運搬処理実施報告書	計画書は搬出前に 報告書は残土処理後に速やかに	・搬出場所ごとに作成(残土が発生しない場合は提出不要) ・報告書に写真を添付	特記仕様書 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第7条	